

北海道の景観の現状と課題

- 1 これまでの景観形成ビジョンの取組の成果と評価について
- 2 現状と課題
- 3 現状と課題を踏まえた論点
- 4 今後の検討

1 これまでの景観形成ビジョンの取組の成果と評価について

- 景観形成ビジョンが制定され8年が経過。景観施策に取り組む景観行政団体は平成29年4月現在道内17市町（平成21年策定時は11市町）と、緩やかではあるが良好な景観に対する道民（市町村）の関心は高まっている。

- 実際に、地域が主体的に良好な景観を保全・創出することで、人口減少社会の中でありながら、人口増に繋がっている市町村の事例もあり「良き循環」の一例として一定の効果が発現。

- 北海道景観計画に定める大規模な建築物、工作物、開発行為については届出制度を平成21年から実施。良好な景観の保全に一定程度の役割を果たしてきた。
また、再生エネルギーとして増加してきた、太陽電池発電設備及び風力発電設備について、本道の雄大な自然景観と調和を解説した「景観形成ガイドライン」を策定し、事業者や地域住民へ周知することにより景観保全を推進。

- 一方、「良好な景観」の内容は地域により様々。市街地、農村、自然景観など各地域の特性やその地域の歴史、文化、また、過去の景観形成の取組実績など、地域の状況に応じて具体的な取組方策も効果発現スピードも異なる。

景観形成ビジョン策定から8年。景観に対する意識や取組は緩やかではあるが普及。良好な景観形成が地域活性に繋がる事例も生まれてきている。全道的には景観に対する意識の差があり、良き事例を一層推進するため、多様な課題への中長期的な対応が必要。

2 現状と課題

前回（第41回）審議会において、

- ・ 道内に景観行政団体が少ない理由を考えるべき
- ・ 市町村に対する啓発不足
- ・ 景観行政について、地域により温度差があるため、道が主導して意識共有を図るべき
- ・ 北海道の観光を持続させるため、良好な景観形成が大切だという認識が観光関係者に不足している
- ・ 10年間で起こった社会的な変化を例示する
- ・ 地方公共団体による景観施策の取組事例を類型化しリストアップする
- ・ 北海道としてやるべきこと、できること、といった論点を絞って議論すべき

といった御意見などを踏まえ、現状と課題を次頁以降のとおり整理する。

【空白】

景観形成ビジョン取組の現状

■景観法に基づく建築物等の届出状況

1 概要

景観法の規定により、北海道景観計画を策定。一定規模を超える建築物、工作物、開発行為を行う場合は事前に北海道への届けを義務づけている。

2 現状

平成 21 年度より届出を受理しており、各年度の届出・通知件数は下記のとおりである。

また、再生可能エネルギー導入拡大により、景観に対する影響が予測され、周辺景観への配慮が必要であることから、北国らしい魅力ある景観形成を考える参考として「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を策定。

3 資料

■振興局別届出・通知件数

振興局	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	十勝	釧路	根室	合計	
H21 年度	36	54	35	60	24	30	11	36	20	12	57	77	27	17	496
H22 年度	40	66	53	73	12	20	13	19	18	19	61	77	25	19	515
H23 年度	37	64	18	43	8	26	10	26	14	15	52	56	19	19	407
H24 年度	53	66	26	67	44	33	33	41	52	64	114	122	45	46	806
H25 年度	43	62	59	87	22	29	11	28	32	34	80	96	22	23	628
H26 年度	44	61	32	73	9	31	9	31	16	39	94	67	19	22	547
H27 年度	20	45	14	72	6	19	4	6	9	23	22	40	9	11	300
H28 年度	24	62	31	69	10	35	10	15	4	15	39	56	26	20	416

図1 届出対象行為別件数推移

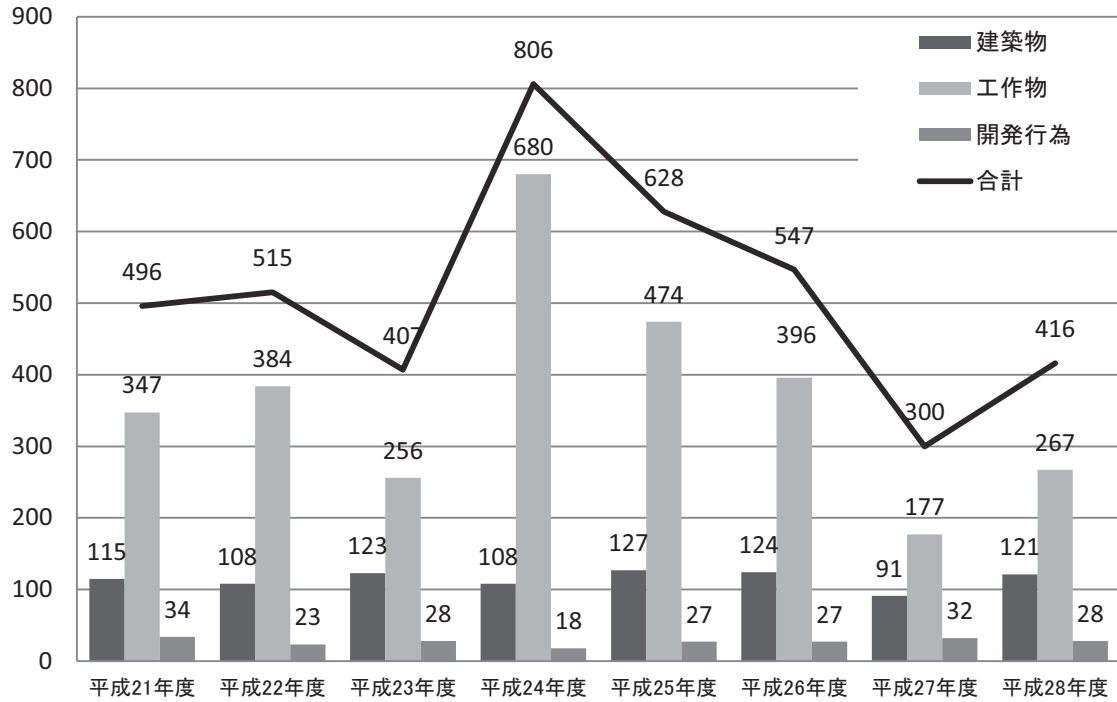
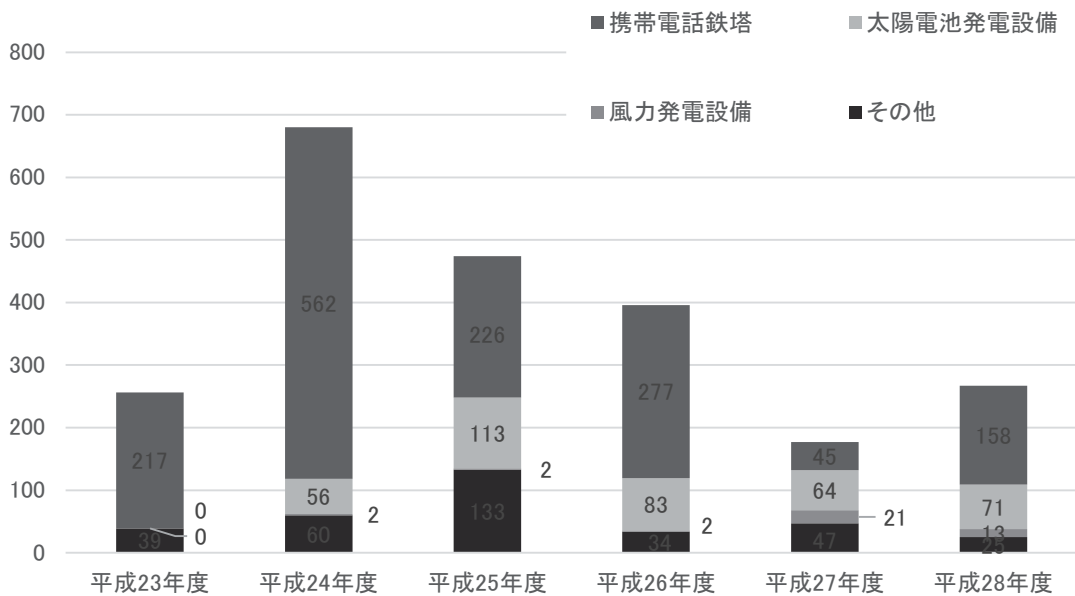


図2 工作物内訳



(平成 29 年 4 月 北海道建設部まちづくり局都市計画課)

■ 広域景観形成地域

1 概要

広域的景観形成は、田園、湖沼、山並み、河川等連続する景観を有する地域で特に広域にわたる良好な景観の形成を推進する必要がある地域。

2 現状

「羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会」を羊蹄山麓7町村（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）運営し事業を展開している。他の地域の広域景観づくりに向けた体制づくりのため、各市町村への調査や説明会を行ってきたが、指定、指針の策定までいたっていない。

しかし、他都府県にはない広大な土地、自然景観を有する北海道の優位性を活かし、景観づくりを推進していくことが引き続きの課題である。

3 資料

(1) 「羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会」活動の行動計画

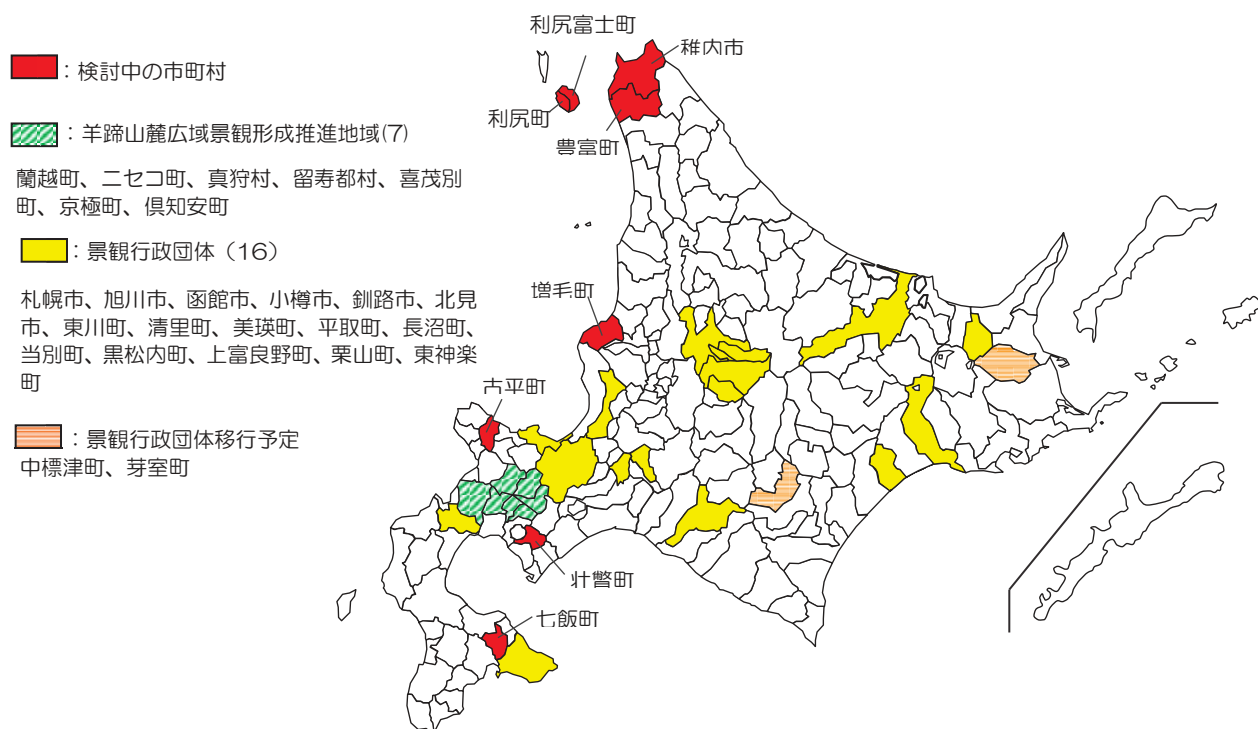


(2) 広域地域指定市町村調査結果

(平成 26 年 12 月調査 北海道建設部まちづくり局都市計画課)

振興局	市町村	回答内容		
		広域景観の内容	想定区域	備考
後志	古平町	積丹半島東域の自然海岸	小樽市・余市町・古平町・積丹町	
胆振	壮瞥町	シーニックバイウェイ	西胆振（伊達市、洞爺湖）	

		支笏洞爺二セコルート沿線の森と火山と湖	町、豊浦町) 支笏洞爺二セコルート関係行政機関	
渡島	七飯町	駒ヶ岳を中心とした景観、大野平野の田園風景、赤松街道	駒ヶ岳を中心とした景観（森町、鹿部）、大野平野の田園風景（北斗市）、赤松街道（函館）	※北海道が中心となり、推進地域へ指定していく意向があるのであれば指定を受ける考えがあります。
留萌	増毛町	道路等から暑寒別岳連峰を一望出来る箇所。	留萌市礼受町の高台	
宗谷	稚内市	海に沈む夕日	地域：ノシャップ岬、富士見、施設：夕日が丘パーキング	
	豊富町	利尻礼文サロベツ国立公園と利尻富士を望む景観	利尻礼文サロベツ国立公園と利尻富士を望む景観	
	利尻町		国立公園なので、広域景観形成推進地域に指定されなくても、規制がかかっています。	
	利尻富士町	対岸からの利尻島（山）の景観	宗谷管内における「利尻礼文サロベツ国立公園」区域	



■道内の景観行政団体による良好な景観づくりの取組の一例

市街地整備タイプ

【旭川市】～ 景観計画重点区域指定によるきめ細やかな景観づくり ～

「素顔を生かして表情豊かに成長するまちづくり」を目標に良好な景観づくりを進めており、平成19年に定めた「旭川市景観計画」では、市内全域を「景観計画区域」に定めてまち並みづくりに関する規制誘導を行っている。特にJR旭川駅周辺の「北彩都あさひかわ地区」を「景観計画重点区域」に指定しきめ細やかな景観づくりを進めている。



左上から、「旭川駅」、
「あさひかわ北彩都
ガーデン」、「旭川市市
民活動交流センター
CoCoDe」、「旭川市科学
館・サイパル」

【函館市】～ 歴史的街並みを活かした景観づくり ～

歴史・文化タイプ

市が指定する景観形成指定建築物や伝統的建造物について、外観修理・耐震改修・内部改修・防寒改修・防災設備の設置に要する費用、指定建造物等を取得する場合の借入金の利子等に対し、公的な助成を行っている。

また、都市景観形成地域内の公道に面する土地において、函館らしい歴史的な景観に配慮した建物を新築又は購入する場合、既存の建物を函館らしい歴史的な景観に配慮した建物に改修する場合に奨励金を交付している（景観形成住宅等建築奨励金制度）。



【東川町】～ 写真の町・東川の住宅地景観づくり ～

住宅地整備タイプ

町は、広大な田園風景、大雪山連峰の自然景観を守り育てるため、自然と建物などの調和に配慮した景観計画を運用している。中でも市街地に位置する分譲地「グリーンヴィレッジ・東川」では、景観法に基づく建築緑化協定を定め、町と住民が一体となって地区全体の景観形成や保全に取り組んでいる。

また町の景観誘導施策の一環として、全町を対象に景観形成基準及び東川風住宅設計指針に合致する住宅やカーポート等の付属建物に対し補助金を交付しており、他の施策効果とも相まって、近年首都圏等の道外地域や近隣市町からの移住が多く、町全体の人口も増加しており、地域の活性化に繋がる良い効果が生まれている。



上はグリーンヴィレッジ東川。
下は景観重要建造物「郷土館」(旧役場庁舎を郷土館として利用。平成19年度に景観形成総合支援事業により屋根、壁を補修し、景観重要建造物に指定。)

自然景観タイプ

【美瑛町】～ 丘のまち・美瑛の自然景観を活かした景観づくり ～

起伏に富む波状丘陵に広がる農業景観の保護するため、造成の切り土・盛土の制限、宅地造成時の周辺景観・眺望景観への配慮等を呼びかけ、また町独自に電線地中化にも取り組んでいる。日本で最も美しい村づくりを進め、丘陵景観の保全、ガードパイプの景観に調和する色彩への塗り替えなどを地域住民とともに行うことで、景観を活かしたまちづくりと景観保全に対する意識の醸成を行っている。



■ 景観行政団体

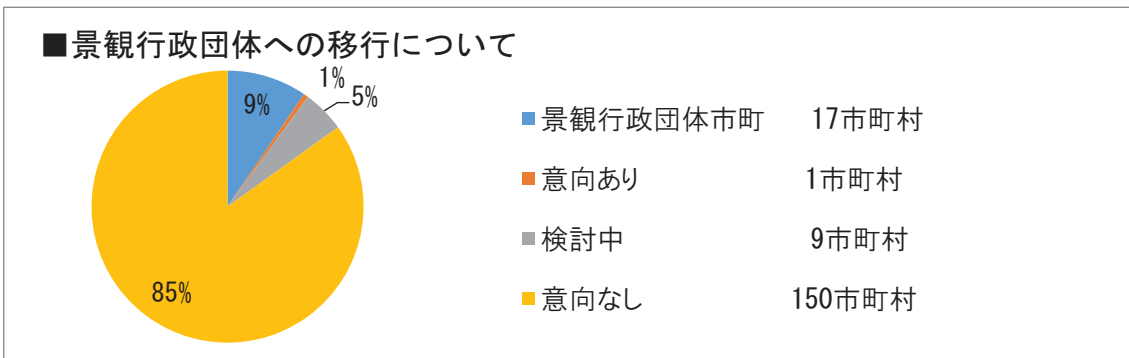
1 概要

景観法に基づき良好な景観保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことで、都道府県、政令都市、中核都市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県との協議・同意により景観行政団体となることができる。

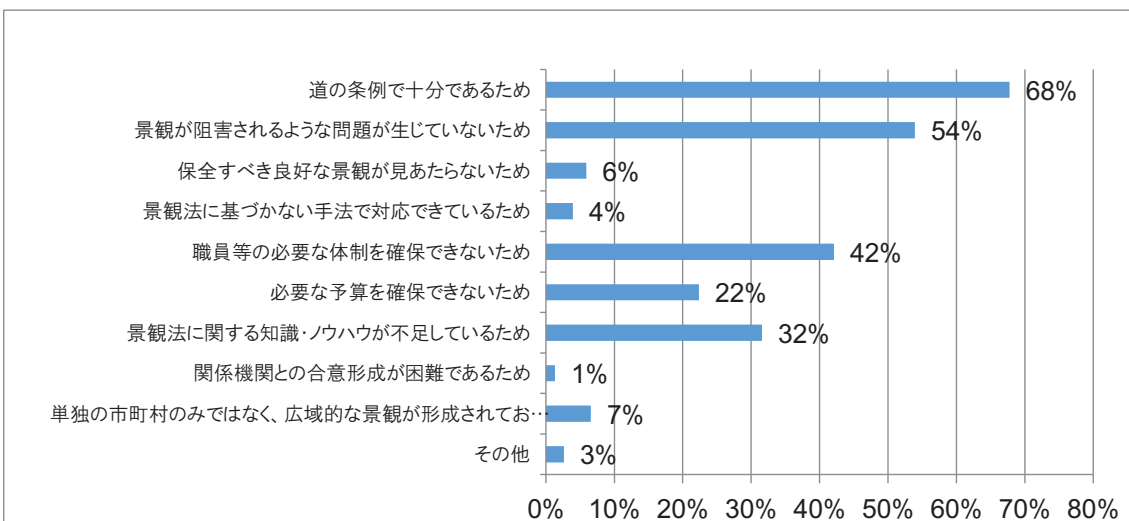
2 現状

平成 19 年 11 団体で、平成 29 年 4 月では 17 団体となっている。ビジョン策定時から緩やかではあるが増加傾向にある。しかしながら意向調査においても、意向あり、検討中と回答があった市町村はわずかに 10 市町村にとどまり今後は景観行政団体への移行が進まなくなる懸念がある。

3 資料



■ 景観行政団体へ移行しない理由（複数回答）



(平成 29 年 4 月 北海道建設部まちづくり局都市計画課)

【空白】

■北海道景観づくりサポート企業登録

1 事業概要

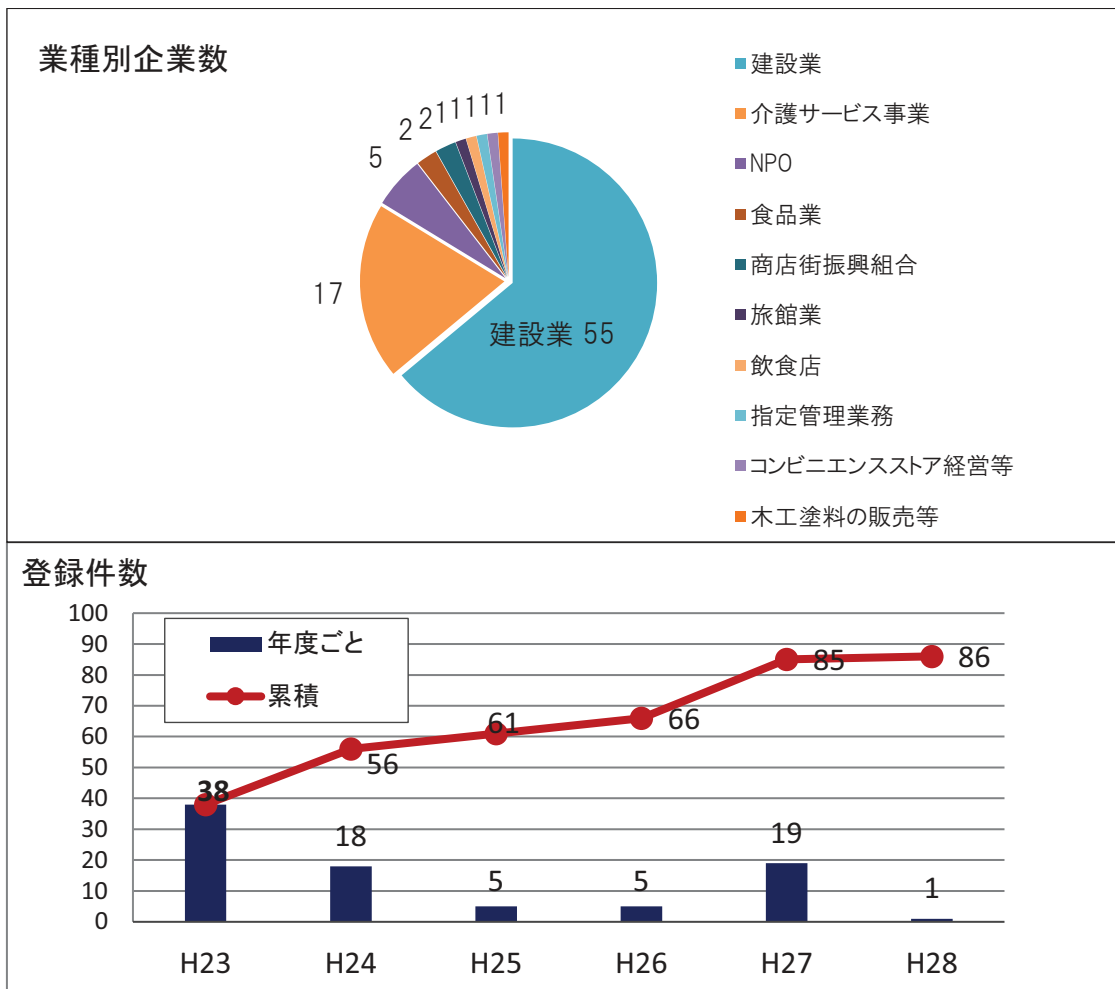
平成 23 年度から良好な景観形成を図るため景観づくり活動に取り組んでいる企業を北海道が登録し、登録企業に対して支援を行う。

支援内容としては、道ホームページに、登録企業の景観づくりの取組を掲載し、広く周知し、企業へロゴマークを提供している。要請があれば、登録企業が従業員のために開催する職場研修に講師を派遣している。

2 現状

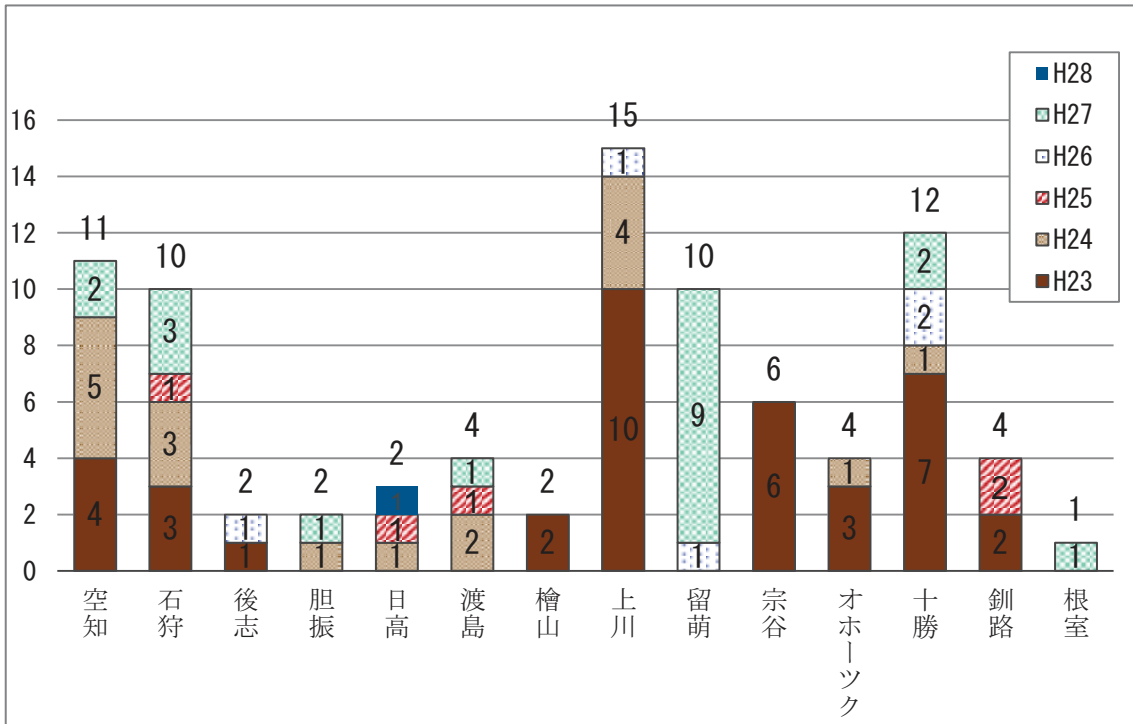
登録業者数は制度開始年度で 38 企業が登録。平成 28 年度までに 86 企業まで伸びてはきているものの、近年は停滞傾向になっている。

3 資料

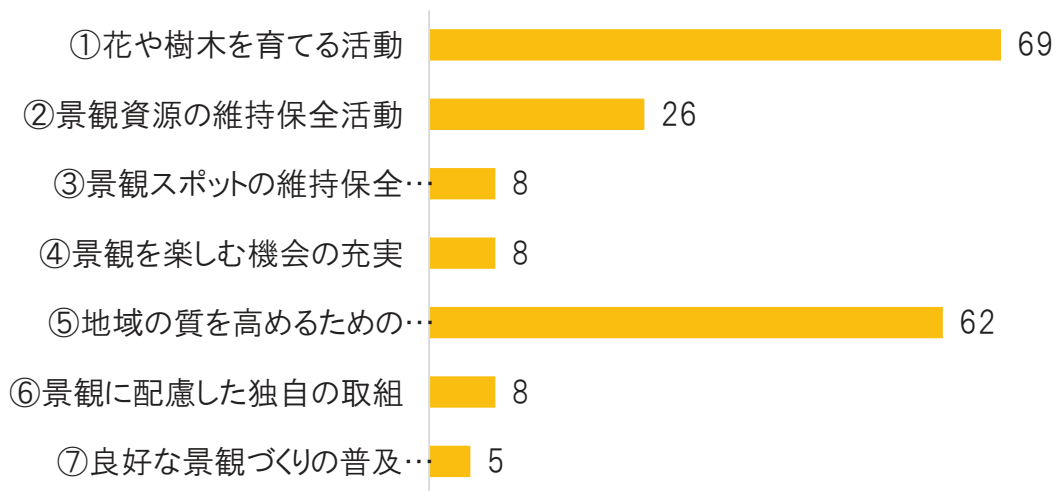


※H27 年度は 1 グループ企業(17 社) の登録による。(2 企業登録)

■ 振興局別登録企業数



■ 登録企業の取組数

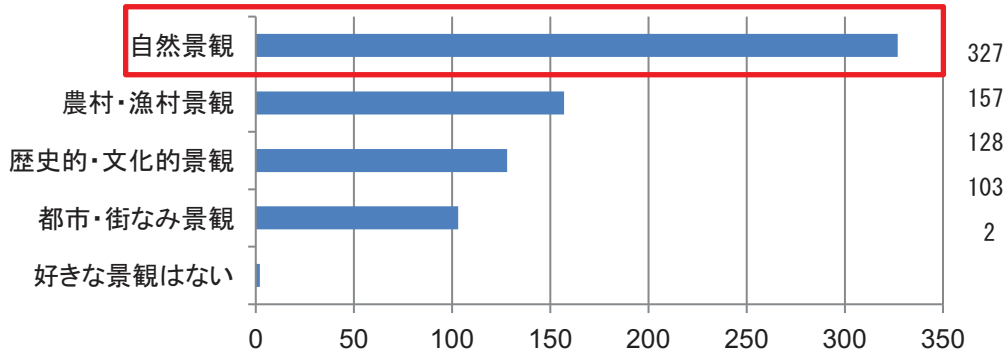


(平成 29 年 4 月 北海道建設部まちづくり局都市計画課)

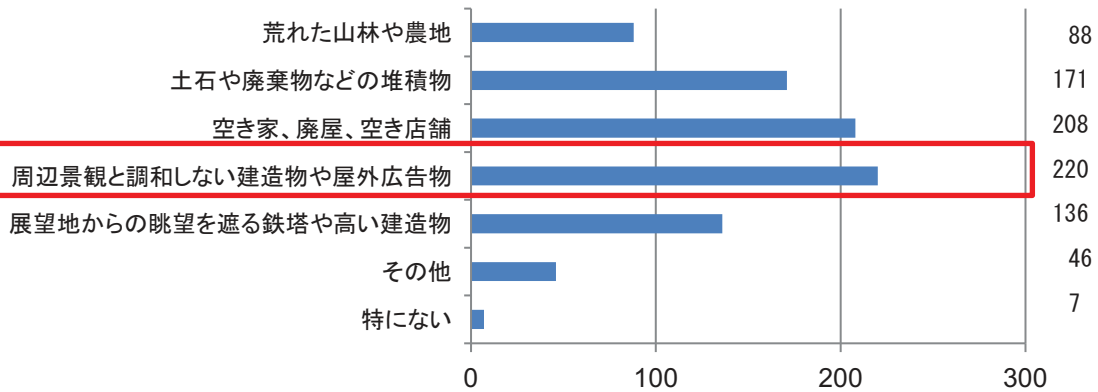
各種アンケート調査から見る現状と課題及び各主体の役割

北海道によるアンケート調査

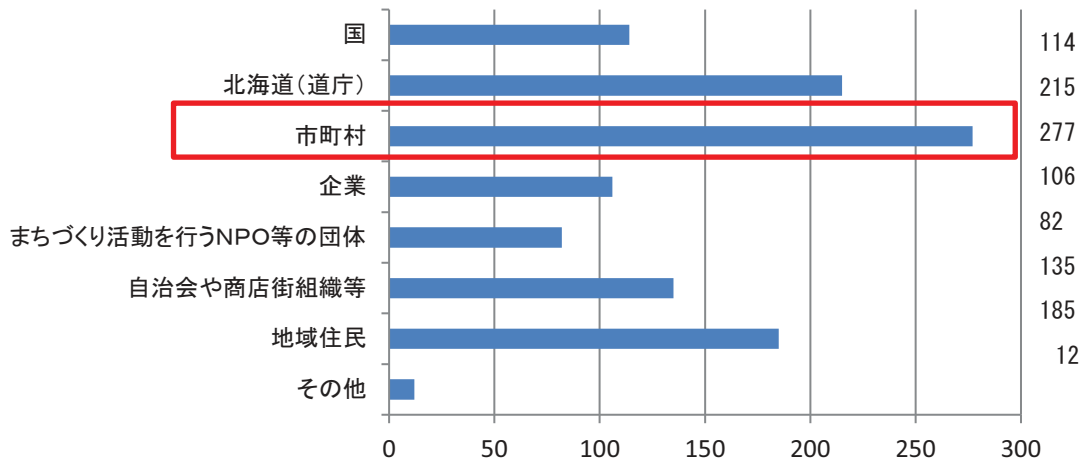
■ あなたは、北海道のどのような景観が好きですか。



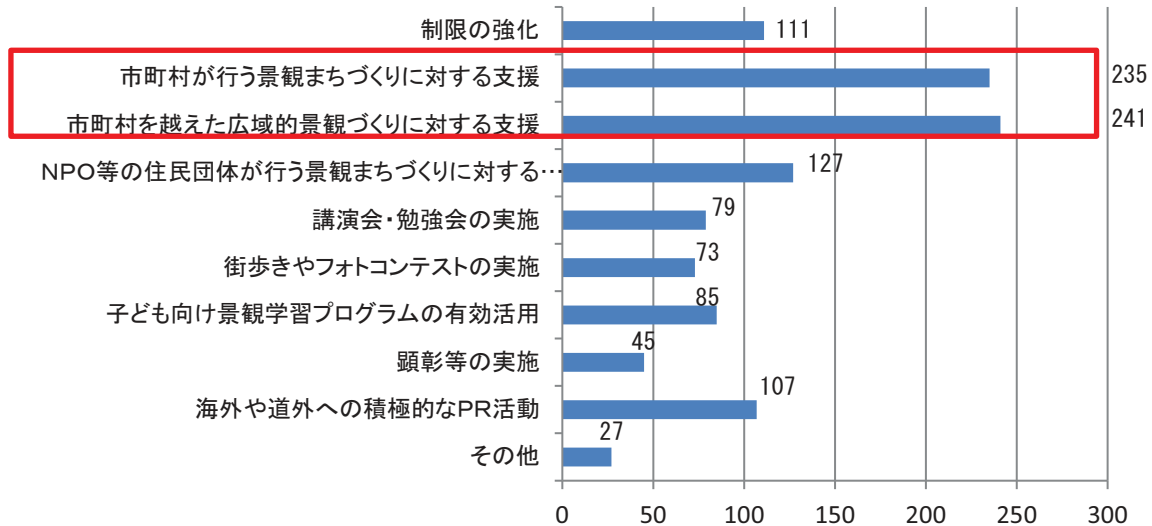
■ あなたは、どのようなものが北海道の景観を損ねていると感じますか。



■ あなたは、良好な景観づくりを進めるため、どこ（誰）が主体的な役割を担うとよいと思いますか。



■あなたは、良好な景観づくりを進めるため、道庁が果たすべき役割をどのようにお考えですか。



上記で「その他」を選んだ場合は、内容を記入してください。

【住民意識の向上】

- ・住民が、北海道の景観の魅力をもっと認識できるようにする
- ・「良好な景観」とは何か、認識できる環境を整えていく
- ・景観保護の必要性の認知度を高めていく
- ・「街の景観」という概念の普及

【支援による役割】

- ・景観に関する研究等の支援
- ・海外や道外の街並を見聞し意識向上のため民間企業や子供達へ研修費用の支援

【市町村の統括、仲介】

- ・市町村ごとの考え方や取組の情報交流事務局
- ・市町村の景観に対する意識を高める活動、景観行政団体への移行促進
- ・道庁が進める景観のモデル（市町村）を支援

【具体的な施策】

- ・状況と地域に則した、規制強化と緩和策
- ・景観の則した業界団体との意見交換や、活用
- ・空家等を取り崩す予算の確保
- ・各地域の要望にあった例外的な措置を国に納得させる交渉人

【その他】

- ・道は関わらなくてよい
- ・規制緩和すべき

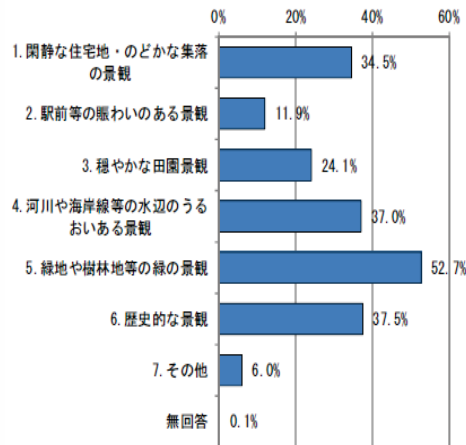
(平成26年4月 北海道の景観と屋外広告物に関するアンケートより抜粋)

(北海道建設部まちづくり局都市計画課)

国土交通省によるアンケート調査

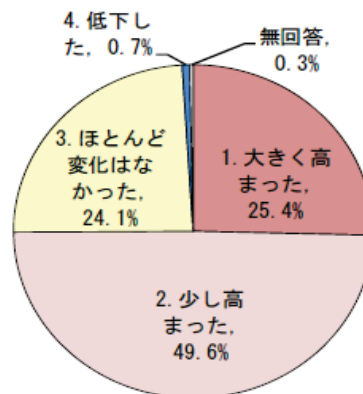
■ あなたが思う優れた景観とはどのようなものですか？ 2つまでご回答ください。

	回答数	割合
1.閑静な住宅地・のどかな集落の景観	347	34.5%
2.駅前等の賑わいのある景観	120	11.9%
3.穏やかな田園景観	242	24.1%
4.河川や海岸線等の水辺のうるおいある景観	372	37.0%
5.緑地や樹林地等の緑の景観	530	52.7%
6.歴史的な景観	377	37.5%
7.その他	60	6.0%
無回答	1	0.1%



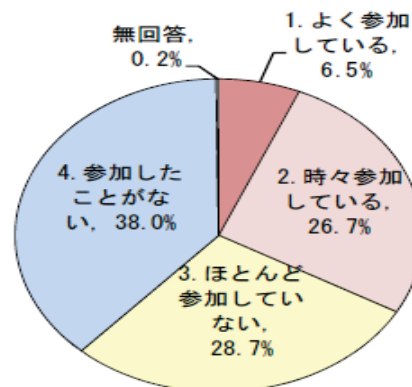
■ 10年前と比べて、景観に関する意識が高まりましたか？

	回答数	割合
1.大きく高まった	255	25.4%
2.少し高まった	498	49.6%
3.ほとんど変化はなかった	242	24.1%
4.低下した	7	0.7%
無回答	3	0.3%



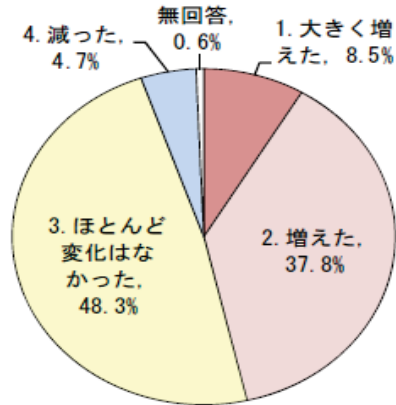
■ あなたは良好な景観形成のための活動へ参加していますか。

	回答数	割合
1.よく参加している	65	6.5%
2.時々参加している	268	26.7%
3.ほとんど参加していない	288	28.7%
4.参加したことがない	382	38.0%
無回答	2	0.2%



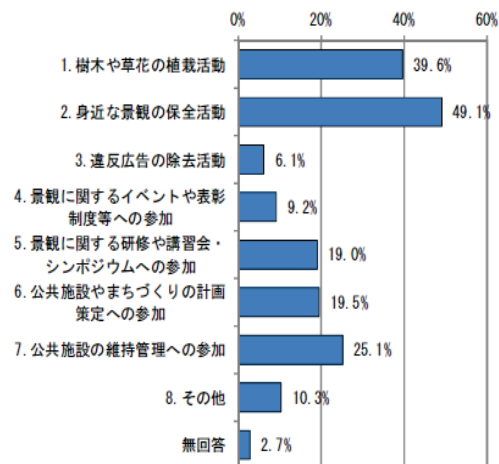
■10年前と比べて「良好な景観形成のための活動」への参加機会は増えましたか。

	回答数	割合
1.大きく増えた	53	8.5%
2.増えた	235	37.8%
3.ほとんど変化はなかった	300	48.3%
4.減った	29	4.7%
無回答	4	0.6%



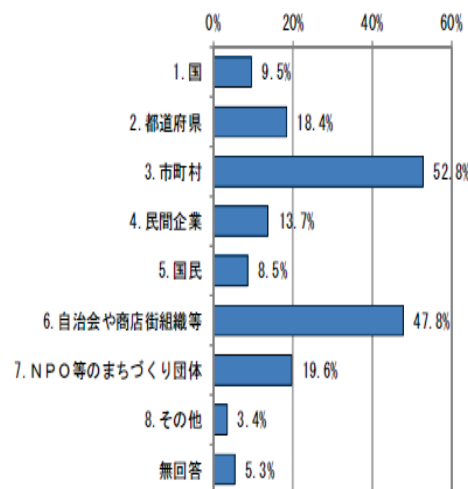
■あなたが参加した良好な景観形成のための活動はどんな活動ですか。

	回答数	割合
1.樹木や草花の植栽活動	246	39.6%
2.身近な景観の保全活動	305	49.1%
3.違反広告の除去活動	38	6.1%
4.景観に関するイベントや表彰制度等への参加	57	9.2%
5.景観に関する研修や講習会・シンポジウムへの参加	118	19.0%
6.公共施設やまちづくりの計画策定への参加	121	19.5%
7.公共施設の維持管理への参加	156	25.1%
8.その他	64	10.3%
無回答	17	2.7%



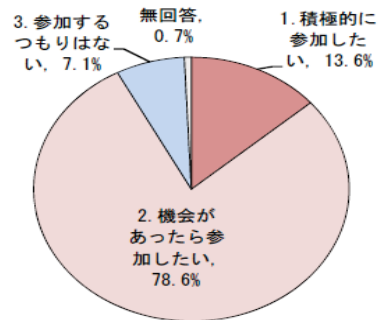
■あなたが参加した良好な景観形成のための主導的な役割を担っているのは誰ですか。主なものを3つまで回答ください。

	回答数	割合
1.国	59	9.5%
2.都道府県	114	18.4%
3.市町村	328	52.8%
4.民間企業	85	13.7%
5.国民	53	8.5%
6.自治会や商店街組織等	297	47.8%
7.NPO等のまちづくり団体	122	19.6%
8.その他	21	3.4%
無回答	33	5.3%



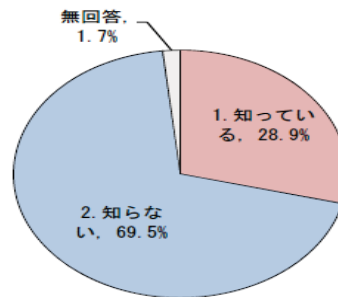
■ 今後、良好な景観形成に関する活動に参加する意向はありますか。

	回答数	割合
1.積極的に参加したい	137	13.6%
2.機会があったら参加したい	790	78.6%
3.参加するつもりはない	71	7.1%
無回答	7	0.7%



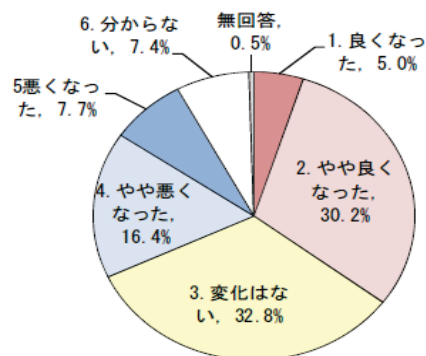
■ 国は、都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、平成 16 年に景観法を制定しました。このことを知っていますか。

	回答数	割合
1.知っている	290	28.9%
2.知らない	698	69.5%
無回答	17	1.7%



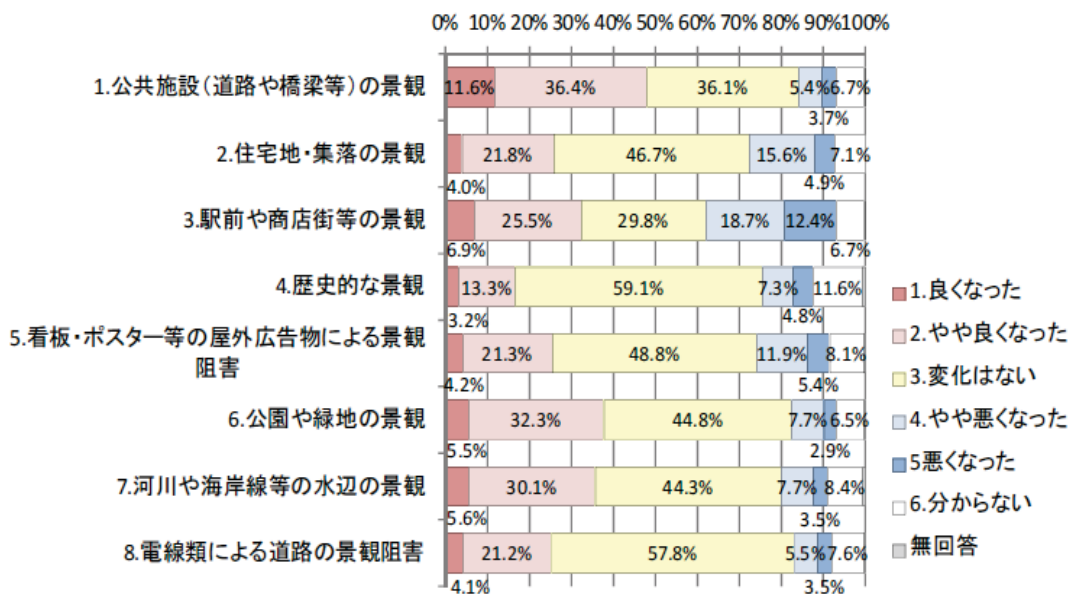
■ お住まいのまちの景観は、10 年前と比べて良くなりましたか。

	回答数	割合
1.良くなった	50	5.0%
2.やや良くなった	304	30.2%
3.変化はない	330	32.8%
4.やや悪くなった	165	16.4%
5.悪くなった	77	7.7%
6.分からない	74	7.4%
無回答	5	0.5%



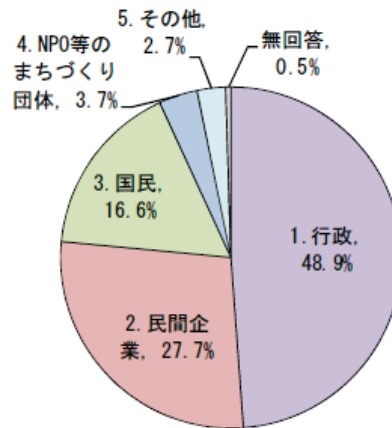
■お住まいのまちの景観は、10年前と比べてどの程度変化しましたか。

	1.公共施設(道路や橋梁等)の景観	2.住宅地・集落の景観	3.駅前や商店街等の景観	4.歴史的な景観	5.看板・ポスター等の屋外広告物による景観阻害	6.公園や緑地の景観	7.河川や海岸線等の水辺の景観	8.電線類による道路の景観阻害
1.良くなった	117	40	69	32	42	55	56	41
2.やや良くなった	366	219	256	134	214	325	303	213
3.変化はない	363	469	299	594	490	450	445	581
4.やや悪くなった	54	157	188	73	120	77	77	55
5.悪くなった	37	49	125	48	54	29	35	35
6.分からない	67	71	67	117	81	65	84	76
無回答	1		1	7	4	4	5	4
1.良くなった	11.6%	4.0%	6.9%	3.2%	4.2%	5.5%	5.6%	4.1%
2.やや良くなった	36.4%	21.8%	25.5%	13.3%	21.3%	32.3%	30.1%	21.2%
3.変化はない	36.1%	46.7%	29.8%	59.1%	48.8%	44.8%	44.3%	57.8%
4.やや悪くなった	5.4%	15.6%	18.7%	7.3%	11.9%	7.7%	7.7%	5.5%
5.悪くなった	3.7%	4.9%	12.4%	4.8%	5.4%	2.9%	3.5%	3.5%
6.分からない	6.7%	7.1%	6.7%	11.6%	8.1%	6.5%	8.4%	7.6%
無回答	0.1%	0.0%	0.1%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%



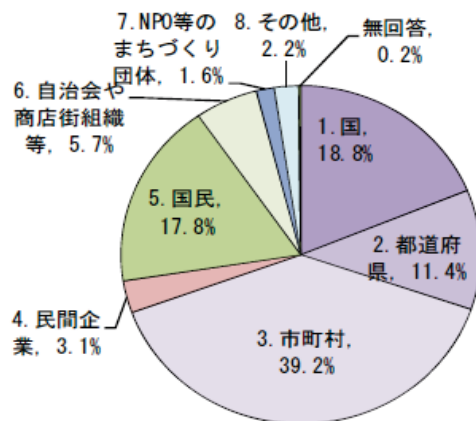
■ 良好な景観形成に最も影響があるのは誰による行為だと思いますか。

	回答数	割合
1.行政(道路、河川整備等の公共事業等)	491	48.9%
2.民間企業(建築行為や開発行為、通信用鉄塔の建設、屋外広告物の設置等)	278	27.7%
3.国民(住宅の外観の色彩、敷地内の緑化、建物の外観や庭の維持管理等)	167	16.6%
4.NPO等のまちづくり団体(公園の花壇の設置・維持管理等)	37	3.7%
5.その他	27	2.7%
無回答	5	0.5%



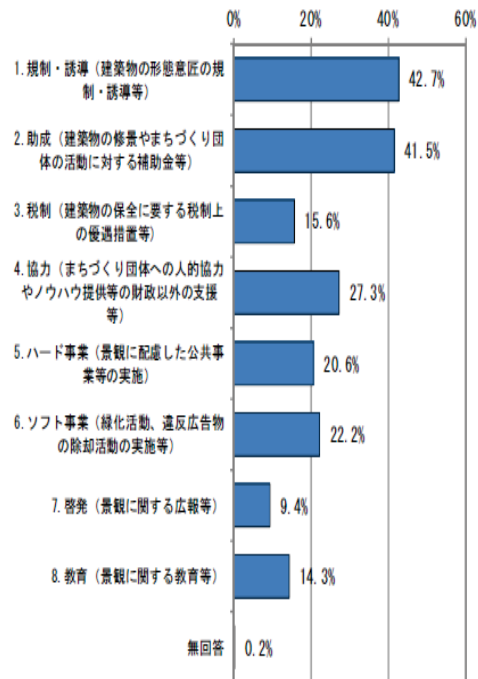
■ まちの景観を良くするために最も重要な役割を担うのは誰だと思いますか。

	回答数	割合
1.国	189	18.8%
2.都道府県	115	11.4%
3.市町村	394	39.2%
4.民間企業	31	3.1%
5.国民	179	17.8%
6.自治会や商店街組織等	57	5.7%
7.NPO等のまちづくり団体	16	1.6%
8.その他	22	2.2%
無回答	2	0.2%



■ 行政が地域の良好な景観形成を推進するには、どの手法が有効だと考えますか。2つまでご回答ください。

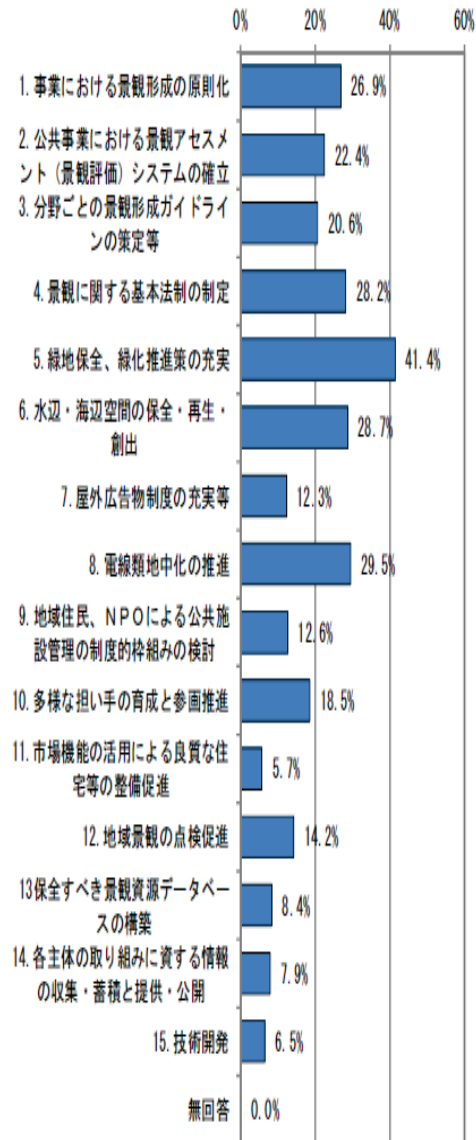
	回答数	割合
1.規制・誘導(建築物の形態意匠の規制・誘導等)	429	42.7%
2.助成(建築物の修景やまちづくり団体の活動に対する補助金等)	417	41.5%
3.税制(建築物の保全に要する税制上の優遇措置等)	157	15.6%
4.協力(まちづくり団体への人的協力やノウハウ提供等の財政以外の支援等)	274	27.3%
5.ハード事業(景観に配慮した公共事業等の実施)	207	20.6%
6.ソフト事業(緑化活動、違反広告物の除却活動の実施等)	223	22.2%
7.啓発(景観に関する広報等)	94	9.4%
8.教育(景観に関する教育等)	144	14.3%
無回答	2	0.2%



【空白、次ページ】

■ 良好な景観形成を推進するため、国土交通省は今後どのような取組を充実することが必要だと考えますか。3つまでご回答ください。

	回答数	割合
1.事業における景観形成の原則化	270	26.9%
2.公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立	225	22.4%
3.分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等	207	20.6%
4.景観に関する基本法制の制定	283	28.2%
5.緑地保全、緑化推進策の充実	416	41.4%
6.水辺・海辺空間の保全・再生・創出	288	28.7%
7.屋外広告物制度の充実等	124	12.3%
8.電線類地中化の推進	296	29.5%
9.地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討	127	12.6%
10.多様な担い手の育成と参画推進	186	18.5%
11.市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進	57	5.7%
12.地域景観の点検促進	143	14.2%
13.保全すべき景観資源データベースの構築	84	8.4%
14.各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開	79	7.9%
15.技術開発	65	6.5%
無回答	0	0.0%



(出典：「国土交通行政インターネットモニター」アンケート調査(平成23年9月実施)
景観に関する意識調査)

【空白】